

第 2 編

平常時からの備え

第1章 防災意識・知識の普及啓発

災害による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、市民一人ひとりが、家庭や地域社会において、自らの生命と財産を自分で守る「自助」、あるいは、「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、市は、職員及び市民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導する。

第1節 自主防災意識の普及啓発

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは市、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められるため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図る。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 市の役割

市は、防災対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、市民に対して、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 市職員に対する教育

(1) 市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

- ① 災害に対する基礎知識
- ② 市防災計画に示す災害対策
- ③ 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- ④ 災害対策の課題その他必要な事項

※担当【全】防災危機管理課、人事課、消防本部

(2) 各所属においては、次の点について所属職員に十分周知しておくとともに、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行う。

- ① 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ② 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）

※担当【全】全部課所

2 児童生徒に対する普及啓発

市教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導し、学校は普及啓発を行う。

- (1) ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- (2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当習得のための指導を行う。

※担当【全】こども保育課、学校教育課、学校、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

3 市民に対する普及啓発

避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベント及び研修会・講演会等の開催、広報紙、パンフレット、ホームページ、ポスター、消防庁が提供している「防災・危機管理eカレッジ」、その他報道媒体等を活用し、次のようなことを普及啓発する。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ① ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
- ② 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- ③ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- ④ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ⑤ 消火器の普及
- ⑥ 保険・共済等への加入（地震保険等）

(2) 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動

(3) 避難場所での行動

(4) 避難場所等における性暴力・DVを防止する意識の普及啓発

(5) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(6) 災害時の地域内の避難体制の確保

(7) その他

- ① 災害の基礎的知識
- ② 市の防災対策
- ③ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報
- ④ 避難場所、避難路その他避難対策
- ⑤ 応急手当等看護の知識
- ⑥ 要配慮者対策

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

4 各種団体等に対する普及啓発

(1) 市及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発にあたっては、各団体の性格等を考慮し、内容について配慮する。

(2) 各種団体が開催する研修会、講習会に、防災を取り入れるよう要請し、防災意識の普及啓発を促進する。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所、地域づくり推進課、地域福祉課、高齢者支援課、生涯学習課

【新】【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課

5 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ（各種ハザードマップ）、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成するなど、市民の安全確保に努める。

※担当【全】防災危機管理課、農林整備課、水産振興課、道路課、河川港湾課、都市政策課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）上下水道局

第2項 防災関係機関の役割

防災関係機関においても、市及び県に準じて、職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時においては、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できるため、消防団及び自主防災組織等の充実強化を図る。

第1節 消防団・水防団の充実強化

消防団・水防団は、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、常備消防（消防本部、消防署）と連携して、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を活かした幅広い消防防災活動を担っている。身近な防災のリーダーとして、市民の期待する役割は大きく、地域コミュニティに欠かせない存在である消防団・水防団の充実強化を強力に推進する。

※担当【全】消防本部

※参考資料・・・消防本部・消防団の機構及び組織[資料編 1-6]

1 消防団の充実強化

- (1) 団員の確保のため、青年層、女性層及び公務員を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (2) 消防団員の処遇の改善を図る。
- (3) 消防団の施設、装備の充実を推進する。
- (4) 消防防災活動の技術習得のための教育訓練を実施する。
- (5) 地域コミュニティとの連携を強化し、防災体制を構築する。

2 水防団の育成強化

- (1) 水防団の活性化及びその育成強化を図る。
- (2) 水防団の拠点となる施設、水防資機材の充実を図る。
- (3) 水防団員への水防工法等技術指導を行う。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市は、

- (1) 市民の隣保共同の精神に基づく、地域住民による地域自主防災組織の育成
- (2) 大規模な人的、物的被害が発生するおそれのある施設の従業員による施設自主防災組織の設置を図り、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 市の役割

1 地域自主防災組織の育成

- (1) 重点推進地域

全市的に育成を推進するが、特に次の地域に重点を置いて推進する。

- ① 被災危険度の高い地域

ア 風水害多発地域

- イ 家屋等の密集地域
- ウ 急傾斜地、山地崩壊、土石流発生等の危険区域
- エ その他、特に被害危険度の高い地域として市が認める地域

② 昼間人口が少ない、又は昼間の高齢者率が高い地域

(2) 自主防災組織の規模

地域自主防災組織については、市民が自主的、積極的にその組織に参加し、効果的な活動を行えるよう、既存のコミュニティ組織を生かし、地域の実情にあった組織づくりに努める。例えば、自治会単位、学校区単位などが考えられる。

(3) 自主防災リーダーの育成

自主防災組織の組織化と活動の活性化のためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、育成に努める。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

※参考資料 … 自主防災組織規約準則〔資料編 1-8〕

2 施設自主防災組織の設置

(1) 設置推進施設

大規模な人的、物的被害が発生する危険性のある施設を対象に、設置の推進を図る。

- ① 高層建築物、地下店舗、百貨店、旅館、病院、学校、雑居ビルなど多数の人が利用する施設
- ② 危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設

ただし、法令等により、防火管理者を置き、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織を設置する必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

(2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置くよう指導する。

ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を行う者が定められている場合は、その者を防災担当者とすることができる。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

※参考資料 … 特定事業所の消防車両等（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 8-9〕

3 自主防災組織間の連絡機構の設置

地域自主防災組織の区域内に施設自主防災組織がある場合、又は同一組織に複数の自主防災組織がある場合には、これらの組織の活動を調整するため、連絡機構を設けるよう努める。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

4 育成及び設置推進のための活動

市は、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

- (1) 隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識し、併せて防災意識が高揚するような広報活動を実施する。
- (2) 地域住民及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）
 【本】各支所
 【新】【熊】【鹿】地域政策課

5 自主防災組織に対する支援

- (1) 自主防災組織が実施する活動に対し、積極的に指導援助を行う。
- (2) 自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部
 【本】各支所
 【新】【熊】【鹿】地域政策課

第2項 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実状に応じた地区防災計画に基づき、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動（例）

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備
- (5) 地区防災計画の作成・提案

※参考資料 … 地区防災計画（例）〔資料編 13-10〕

地区防災計画作成済地区

桜木地区自主防災協議会	戸田地区自主防災協議会	周陽地区自主防災協議会
中須地区自主防災協議会	長穂地区自主防災協議会	大河内地区自主防災協議会
夜市地区・自主(守)防災協議会	須々万地区自主防災協議会	勝間地区自主防災協議会
和田地区自主防災協議会	遠石地区自主防災連絡協議会	

2 災害時の活動（例）

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 率先避難や避難の呼びかけの実施
- (3) 初期消火等の実施
- (4) 救出・救護の実施及び協力
- (5) 避難行動要支援者の支援、避難誘導の実施
- (6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

地域の防犯意識の向上は、住民相互の隣保共同の精神を醸成し、平常時の犯罪防止のみならず、災害時の避難誘導及び避難所における共同生活の円滑化に寄与することとなるため、警察等関係機関と連携し、地域住民による自主防犯組織の育成を図る。

※担当【本】生活安全課、各支所
 【新】【熊】【鹿】地域政策課

第4節 企業防災活動の促進

1 企業の役割

企業は、地域コミュニティの一員であることを十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなど、企業防災の推進に努める。

また、発災時には、地域住民、自主防災組織、防災関係機関等と緊密に連携し、次のような防災活動を行う。

- (1) 従業員及び顧客の安全確保
- (2) 経済活動の維持
- (3) 地域住民への貢献

2 市の役割

(1) 市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え、企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動への積極的な参加について、普及啓発、協力要請を行う。

(2) 優良企業の表彰を行うなど、企業の防災意識の高揚を図る。

※担当【全】消防本部

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、市民それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、継続的な実施が必要である。

第1節 訓練の種別・内容

第1項 訓練の種別・内容

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など市防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容は、市域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努める。また、災害及び被害想定等を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとする。

市	防災関係機関	自主防災組織・市民
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保 （道路啓開、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域 合同訓練 等	・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 ・情報伝達・広報 等	・初期消火 ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保 ・応急救護 ・炊き出し ・情報の収集伝達 等

2 個別防災訓練

- (1) 水防訓練（水防工法、樋門等操作、水位・雨量の観測、関係職員・消防団員の動員、一般市民の協力応援、水防資器材の輸送、通信、伝達等）
- (2) 消防訓練
- (3) 災害救助訓練（救護、救出、炊き出し、給水、連絡その他）
- (4) 避難訓練（学校、病院、福祉施設、工場、デパート、一般住家等を対象に他訓練と併合）
- (5) 情報の収集、伝達訓練
大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。
- (6) 職員の参集訓練
災害時における初動体制の確保等、応急対策に万全を期すため、大規模災害を想定した参集訓練を実施する。
- (7) 通信訓練
非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線等を使用して気象予警報等の伝達

を主体とした通信訓練を実施する。

(8) 図上訓練

防災計画の検討と幹部職員又は主任担当者を対象として、図上での演習訓練を実施する。

(9) 庁舎に装備している防災施設の点検及び使用訓練

(10) 大規模災害を想定した物資輸送訓練等を、県、防災関係機関及び民間団体等と協力し実施する。

3 県等の実施する防災訓練

県、近隣市町及びその他防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、相互の連絡を密にするよう努める。

4 防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練

防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、職員も積極的に参加する。

第2項 実施方法等

1 訓練の実施時期及び場所

訓練の目的及び方法に応じ、適切な時期、場所を設定する。

2 訓練の評価

訓練後に評価を行って課題等を明らかにし、以後の防災施策及び防災活動に反映する。

第2節 訓練の実施

第1項 市

市は、県、他市町及び防災関係機関との共同又は単独で、第1節に示す訓練を実施する。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は光地区消防組合消防本部）
（訓練の実施にあたっては全部課所）

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠であり、市は、市民が災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会を捉えて訓練を実施する。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

※担当【全】地域福祉課、高齢者支援課、地域医療課、病院管理課、こども保育課、教育政策課、学校教育課、
学校、消防本部（熊毛地域は光地区消防組合消防本部）
【新】【熊】【鹿】市民福祉課

2 自主防災組織における訓練

各地域自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確保、避難所運営等の訓練を実施する。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

3 市民の訓練

市民一人ひとり、災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、防災行動の習熟、防災知識の高揚を図るよう努める。

第4章 火災の予防

火災は、市民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市は必要な予防対策を推進する。

第1節 一般火災予防

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、消防本部は関係団体等と協力して、地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

- ① 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

ア 市広報等による啓発活動

イ 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

ウ イベント、集会等を利用した啓発活動

エ 巡回による啓発広報活動

オ 家庭訪問による防火指導

カ 学校、職場、団体等における防火指導

キ 自主防災組織による啓発広報活動

- ② 外国人に対する火災予防広報の実施

外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

2 災害に強いまちの形成

- (1) 市、県及び国は、次のような施策の推進を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- ② 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業
- ③ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- ④ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- ⑤ 水面・緑地の計画的確保
- ⑥ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

- (2) 市、県、国及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

※担当【全】水産振興課、道路課、河川港湾課、建築課、都市政策課、建築指導課、公園花とみどり

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活又は、お祭り等多数の人が集合する催しにおいて、火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、周南市火災予防条例（熊毛地域は、光地区消防組合火災予防条例）の周知徹底を図る。

- (1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- (2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- (3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

- ① 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。
- ② 地域のミニコミ誌、地域ローカルテレビ、CATV等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。
- ③ 消防本部、県等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計にあたっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(3) 住宅防災機器等の普及

- ① 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。
- ② 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を推進する。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図る。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火（防災）教育の充実

消防団員を対象とした消防学校への入校を推進し、防火防災知識・技術の向上に努める。

(3) 防火訓練の実施

市民の防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防本部、事業所等は防火訓練を定期的に行う。訓練は夜間等様々な条件等に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、訓練が形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練

の実施に努める。

(4) 赤バイク消防隊

郵便局員が乗務中に火災に遭遇した際、初期消火活動ができるよう、次の郵便局のバイク及び自動車に消火器を備え付けている。

・須金郵便局、向道郵便局、中須郵便局、須々万郵便局、鹿野郵便局

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

※参考資料 … 郵便局の機動車への消火器積載における鹿野郵便局と周南市との相互協力に関する覚書〔資料編 2-24〕

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の要配慮者に対し、火災等の災害のない生活の場を確保するため、消防本部及び関係団体等は、次の対策を推進する。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも 65 才以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、消防本部は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅防災用機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

避難行動要支援者が適切に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、消防本部は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

※担当【全】建築指導課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防本部の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防本部はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防本部は、消防法に定める予防査察の実施にあたっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防本部は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。
- (3) 市、県、国及び事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努める。又、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターへの設置の推進を図る。
- (4) 市、県、国及び事業者等は、高層建築物について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適性化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物質の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防本部は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りするホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 防火管理体制の充実

- (1) 消防本部は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。
- (2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民やボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防本部は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。
 - ① 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル
 - ② 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル
 - ③ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル
 - ④ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度

消防本部は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 防火対象物表示制度（適合表示マーク）

消防本部は、ホテル・旅館等の防火安全対策の重要性に鑑み、これらの関係者の防火に対する認識を高め、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を実施し、防火安全体制の確立を図る。

4 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

5 重大違反対象物に対する是正措置の徹底

消防本部は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される重大違反対象物については、警告、措置命令、告発等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

また、違反内容を利用者等に公表（情報提供）することにより、防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置促進を図る。

6 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため、大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、消防力の充実・強化が求められることから、消防本部は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 消防計画の整備

- (2) 消防本部は、消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防御活動の実施に努める。

- ① 消防組織に関すること
- ② 消防力の整備に関すること
- ③ 防災のための調査に関すること
- ④ 防災教育訓練に関すること
- ⑤ 災害の予防、警戒及び防御に関すること
- ⑥ 災害時の避難、救助及び救急に関すること
- ⑦ その他災害に関すること

2 消防組織の充実

- (1) 消防本部の充実

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

(2) 消防の広域化の推進

近年の変貌する消防事象に的確に対処するための手法として、消防の広域化について検討を進め、実施可能な地域については、広域化に向けて環境の整備を図る。

(3) 広域消防応援体制の整備

県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定等の円滑な対応が図れるよう、消防本部は必要な運用体制の確立に努める。

(4) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、消防本部は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(5) 自主防災組織の育成

第1節第1項「5. 地域における防火安全体制の充実」を参照

(6) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

※参考資料 … 山口県内広域消防相互応援協定〔資料編 2-2〕

消防相互応援協定書（島根県吉賀町）〔資料編 2-3〕

中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書〔資料編 2-14〕

中国自動車道における消防相互応援協定〔資料編 2-15〕

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、消防本部は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

① 消防本部は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

② 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川水・農業用水等自然水利の活用を行うための取水場所の整備、プール・ため池等を指定消防水利とする等により消防水利の確保を図る。

特に無水利地区の水利が不足している地域にあっては、まちづくり総合計画に基づき、防火水槽の計画的な整備を図る。

③ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

④ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう消火機材の整備充実を図る。

⑤ 地震災害に対する災害応急対策を円滑に実施するため、消防施設の耐震化等の対策について計画的な整備を行う。

⑥ 風水害による浸水等の発生が想定される場合には、被害の回避、低減する対策について計画的な整備を行う。

⑦ 感染症流行時に業務継続が困難となるおそれがあるため、施設及び設備の感染防止対策について計画的な整備を行う。

(2) 化学消火剤の備蓄

化学消火薬剤の整備充実に努める。

※参考資料 … 消防本部・消防団の機構及び組織〔資料編 1-6〕

消防通信〔資料編 6-8〕

消防ポンプ自動車等現有台数〔資料編 8-4〕

消防水利の現状〔資料編 8-5〕

第6項 文化財防火対策の推進

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多様であるため、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

※担当【全】文化振興課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 予防対策実施責任者

(1) 予防対策

所有者又は管理団体

(2) 予防対策指導

県（文化振興課）及び市（文化振興課）

2 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

① 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延べ面積に応じた能力の設備の整備を図る。

② 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

③ その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

④ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

(2) 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

① 防火管理体制

② 災害通報体制

③ 災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立

④ 自衛消防組織の確立

⑤ その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

(3) 防火意識の普及啓発

① 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災意識の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。

ア 防災意識の普及（新聞、ラジオ、テレビ、CATV、広報紙、ホームページ、展示会、講演会等による。）

イ 防火訓練の実施（地域住民、市町消防・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）

② 消防実技講習会等を実施し、消防技術の向上を図る。

第7項 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

※担当【全】農林整備課、水産振興課、道路課、河川港湾課、建築課、公園花とみどり課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

第2節 林野火災予防

林野は、古くより土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、木材その他の林産物の供給、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として、市民生活に大きく貢献している。林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市及び森林・林業関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることができること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、消防本部及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

※担当【全】防災危機管理課、農林整備課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

市及び関係者は協力して市民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

① 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また、一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から、出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、市、消防本部及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め、強力に啓発運動を展開する。

ア ラジオ、テレビ、CATV、広報紙、ホームページ、防災行政無線（同報系）等による啓発

イ 広報車による巡回広報

ウ ポスター、チラシ等の配布

エ 新聞その他広報紙による啓発

オ 学校等を通じての広報（児童生徒の防災思想の高揚）

カ 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発

キ 森林保全巡視員による巡回指導

② 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて、火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

対象	対策内容
一般入山者対策	登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して、次の事項を推進する。 ア たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。 イ 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。 ウ 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、空缶等を利用した簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。 エ 危険時期等における入山制限の周知を図る。 オ 観光事業者による防火思想の啓発を図る。
山林内事業者（作業）対策	山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとる。 ア 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。 イ 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期する。 ウ 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備する。 エ 森林整備等山林内で作業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。
火入れ対策	火入れにあたって、市及び消防本部は、周南市火災予防条例（熊毛地域は、光地区消防組合火災予防条例）に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、できる限り 11 月から 2 月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。 ア 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。 イ 火入れ方法の指導を行う。 ウ 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表・発令中又は発表・発令された場合、一切の火入れを中止する。火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表・発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。 エ 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ、監視員を配置する。 オ 森林法及び市条例等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。
道路、鉄道沿線等における火災対策	西日本高速道路㈱、ＪＲ西日本及び防長交通(株)等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。 ア 危険地帯の可燃物の除去 イ 路線の巡視 ウ 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立 エ 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜

	オ 緊急時における専用電話利用の便宜
森林所有者対策	森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施する。 ア 一般住民に対する防火意識の啓発 イ 無許可入山者の排除 ウ 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

① 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

② 森林保全巡視員の設置

山火事の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い、森林の保全を図る。

ア 災害の早期発見に関すること

イ 無許可伐採等に対する指導

ウ 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること

(4) 関係団体との協力体制

① 市及び消防本部は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

② 市及び消防本部は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

消防本部は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく市民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(2) 気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、防災行政無線（同報系）や広報車の巡回等による、市民、関係者への伝達体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

消防本部は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

消防本部は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備する。

平成8年4月、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応ができるよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

市、県及び国は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、消防本部は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておく。

3 林野火災消火訓練の充実

消防本部は、関係者の協力を得て、林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施する。

第3項 林野火災に強い地域づくり

※担当【全】農林整備課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

2 防火道等の整備

市、県及び国は、防火道、防火樹帯の整備等を実施する。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、消防本部は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

※担当【全】農林整備課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 市は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 消防本部は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう、林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災危険地域については、市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後にも必要な資機材についてその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

市及び消防本部は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ、日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第5項 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度が高く、市及び消防本部は、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域に実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

※担当【全】農林整備課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第6項 二次災害の防止活動

市、県及び国は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等活用のための施策等を実施する。

※担当【全】農林整備課、河川港湾課

第5章 自然災害に強いまちづくり

大雨、洪水、高潮等の自然災害から市土を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、さまざまな保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。

第1節 市土の現況と保全の対策

本市は、台風常襲地帯に指定された県域にあたり、過去相当な被害を受けており、その復旧には、多額の費用と日時を要している。市土保全施設の現況は必ずしも十分とはいえないため、関係機関との連携をより一層図り、総合計画のもとに治山、砂防、河川、ため池、海岸保全を推進する必要がある。

また、開発が災害の起因となることのないよう、良好な自然環境の保全、景観の保護及び乱開発の防止について、関係機関と協力して指導を強化する。

第1項 治山

1 現況

本市は、保水性に乏しい花崗岩風化土地帯が広く分布しており、地滑りや山崩れなどの災害発生の危険性が高い。また、森林の公益的機能が特に強く要請されている地域を保安林として指定している。

2 対策

山地災害による被害を未然に防止するため、重要水源地帯を重点に治山事業を推進するとともに、保安林の指定によって森林の適切な管理を促すことにより、公益的機能の維持増進を図る。

また、造林による林地の保全や、山地災害危険地区や荒廃森林の整備に努める。

※担当【全】農林整備課

※参考資料 … 小規模治山〔資料編 4-11〕

第2項 砂防

1 現況

本市は、山地面積の占める割合が高く、河川は一般に流路狭小、勾配急峻なものが多い。従って、豪雨時には小河川の氾濫、土石流の発生、急傾斜地崩壊の危険性が高い。

2 対策

土石流、地滑り、急傾斜地崩壊等の対策については、緊要度の高い地区から早急に防止事業を実施し、災害を未然に防止するよう努める。

また、近年の局地的集中豪雨による被害が増発する傾向に鑑み、えん堤工の整備等、危険地域の有効適切な予防事業の推進に努める。

※担当【全】河川港湾課

【熊】【鹿】産業土木課

第3項 河川

1 現況

本市には、1級河川の佐波川及びその支流、2級河川の錦川、島田川、富田川、夜市川、西光寺川、その他多くの準用河川などがある。これらの河川は、比較的流域面積の小さい急流河川が大部分であるため、水位の増減が著しく、災害発生の原因となっている。

2 対策

河川事業は、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫性を基調とし、河川の安全と開発、そして環境保全を一体化した計画に基づいて、改修事業を推進する。

※担当【全】河川港湾課

【熊】【鹿】産業土木課

第4項 農業用ため池

1 現況

市内の農業用ため池は、築造後相当な年月が経過したものが多く、農業従事者の減少や高齢化の進行により管理がなされていない老朽化したものも多く存在する。

2 対策

ため池の決壊は市民の生命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制の整備などにより、ため池災害の未然防止に努める。

※担当【全】農林整備課

第5項 海岸

1 現況

本市は、南部地区が瀬戸内海に面し、沿岸部は干拓や埋め立てによって造成された土地であり、堤防により保護されているが、現在では、工場の建設や臨海部の都市化が急速に進んでおり、海岸保全設備の整備もほとんど完成している。

2 対策

海岸保全施設の整備及び保全は市土保全と市民生活の安定上きわめて重要であり、各海岸管理者は、高潮対策として海岸堤防（離岸堤）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設を計画的に整備する。これらの施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡調整を図り、効率的な保全事業の促進を図る。

また、既設施設については、日頃から保守点検を行い、維持管理及び改修に努めるとともに、緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

※担当【全】水産振興課、河川港湾課

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地滑り、山崩れ、火災その他異常な現象により、災害の発生するおそれのある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握する。

第2項 危険区域の設定

1 災害による孤立危険地区

(1) 設定の基準

災害を受けた場合、次に該当する地区を想定

① 道路、橋梁が決壊すると迂回がない地区

② 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区

※参考資料 … 災害による孤立危険区域〔資料編 4-1〕

2 防災重点ため池

(1) 指定の基準

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるもの

- ① ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から 100m 以上 500m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水 1,000 m³ 以上のもの
- ③ ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5,000 m³ 以上のもの
- ④ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地等の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

(2) 設定の状況

上記基準により指定している。

※参考資料 … 重要水防箇所〔資料編 4-2〕

3 危険ため池

(1) 設定の基準

防災重点農業用ため池のうち、老朽化したため池であって、次のいずれか 1 つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合、人家 1 戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれのあるもの。

- ① 堤体の老朽化及び断面不足（堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食）
- ② 取水施設の老朽化（斜樋及び底樋の破損又は漏水）
- ③ 余水吐の老朽化及び断面不足（破損又は断面不足）

(2) 設定の状況

ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。

※参考資料 … 重要水防箇所〔資料編 4-2〕

4 山地災害危険地区

(1) 設定の基準

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土砂による危害が人家 1 戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度により①、②、③に区分する。

- ① 山腹崩壊危険地区
崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区
- ② 崩壊土砂流出危険地区
溪流において、山腹崩壊または地滑りにより発生した土砂が土石流等となって流出する恐れがある地区
- ③ 地すべり危険地区
地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区

※参考資料 … 山腹崩壊危険地区一覧表〔資料編 4-17〕

崩壊土砂流出危険地区一覧表〔資料編 4-18〕

5 漁港区域関係

(1) 設定の基準

背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものを設定の基準とする。

- ① 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ
- ② 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ

※参考資料 …重要水防箇所〔資料編 4-2〕

6 道路橋梁部事前規制区間

(1) 設定の基準

異常気象時において主に大雨・強雨により地滑り、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。

なお、時間雨量及び連続雨量により、区間ごとに通行規制を行っている。

7 地すべり防止区域

(1) 設定の基準

- ① 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が 5ha（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては用途地域）にあつては 2ha）以上で、次のいずれかに該当するもの

ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの

イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

エ 貯水量 30,000 m³以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設、若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの

オ 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

カ 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

- ② ①の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要な場合

※参考資料 …地すべり防止区域指定箇所一覧〔資料編 4-3〕

8 砂防指定地

(1) 設定の基準（砂防法第 2 条）

砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地で、国土交通大臣が指定したもの

※参考資料 … 砂防指定箇所一覧〔資料編 4-5〕

9 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条）

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され又は誘発されるおそれがないようにするため有害行為を制限する必要とする土地で次のすべてに該当するものを含む区域で知事が指定するもの

- ① 高さが 5m 以上であること

② その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあること
※参考資料 …急傾斜地崩壊危険区域一覧〔資料編 4-4〕

10 土砂災害警戒区域

(1) 設定の基準

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの

① 急傾斜地の崩壊

- ア 傾斜度が 30° 以上で高さが 5m 以上の区域（急傾斜地）
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

② 土石流

土石流の発生の恐れがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が 2° 以上の区域

③ 地滑り

- ア 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域）
- イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は 250m）の範囲内の区域

※参考資料 …山口県土砂災害危険箇所マップ〔山口県（砂防課）HP〕

11 土砂災害特別警戒区域

(1) 設定の基準

知事が「土砂災害防止法」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの

- ① 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により、建築物に作用する力の大きさが通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域
- ② 土石流により、建築物に作用すると想定される力の大きさが通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域
- ③ 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石流等の移動により、力が建築物に作用した時から 30 分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域

※参考資料 …山口県土砂災害危険箇所マップ〔山口県（砂防課）HP〕

12 河川海岸関係

(1) 設定の基準

河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか 1 つの基準以上のものが設定されている。

- ① 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が 100m 以上

- ② 人的被害のあるもの
- ③ 耕地被害が 10ha 以上のもの

※参考資料 …重要水防箇所〔資料編 4-2〕

13 宅地造成工事規制区域

(1) 工事等の規制の基準

宅地造成規制区域で宅地造成に関する工事等を行う場合、災害防止のため必要な規制の基準

- ① 2mを超える切土、1mを超える盛土、合わせて 2mを超える切盛土、又は切土、盛土をする面積が 500 m²を超える土地については、市長の許可を要する。
- ② 切土、盛土をしたがけ面が、土質に応じて一定の勾配以上のものには、擁壁を要する。
- ③ 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。

(2) 規制区域の指定

宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出のおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴いて知事が指定し、その区域は宅地造成に関する工事等による災害を防止するための必要な規制を行う。

(3) 設定の状況

昭和 40 年 10 月 23 日、旧徳山市の一部を規制区域に指定

(4) 対策の概要

- ① 現地の状況把握のため常時パトロールを行う。
- ② 災害防止のための危険箇所に対して勧告又は命令を行う。
- ③ 宅地造成工事中のものは現場に常時水防資材を設置させる。

※参考資料 … 宅地造成工事規制区域一覧〔資料編 4-13〕

第 3 節 農地の保全対策

第 1 項 農地防災事業の整備対策

農地防災事業は、農用地・農業施設の自然災害の発生を未然に防止し、農業生産維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境保全に資することを目的に実施する。

※担当【全】農業振興課、農林整備課

1 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、すみやかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池について、ため池等整備事業を進める。

また、かんがい用水の必要性が低下した農業用ため池のうち、防災・減災対策が特に必要なものについては、ため池機能の廃止を検討する。

2 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について、地すべり防止施設の整備を図る。

第 4 節 防災パトロールの実施

第 1 項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行う。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて計画的に実施する。

2 調査区域

市の各分野にわたる重要危険地区とする。

3 調査班の編成

- (1) 市（防災危機管理課、各事業主管課、その他関係各課）
- (2) 消防機関（消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）、消防団）
- (3) 警察（周南警察署・光警察署）
- (4) 周南土木建築事務所及び防災関係県出先機関

※担当【全】防災危機管理課、水産振興課、農林整備課、道路課、河川港湾課、市街地整備課、上下水道局、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】地域政策課

【熊】【鹿】地域政策課、産業土木課

4 調査の方法

- (1) 市及び関係機関が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討、協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、下水道施設、雨水排水施設、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地滑り、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮により、危険が予測される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難場所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 局地の気象
危険事態発生の要件となる基準事項の調査（例：降水量、通報水位、警戒水位等）
- (9) 各種観測施設設備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発による被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

市が行った場合、危険区域内の関係住民に公表する。

第6章 産業災害の予防

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等各種産業災害について、各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第1節 化学工場等における災害予防

第1項 化学工場等保安対策の基本

化学工場における火災、爆発、ガス漏洩等の各種災害の未然防止について、関係企業においては、企業経営のすべての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施する。

1 保安管理体制の強化

- (1) 保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。
- (2) 保安管理部門は、製造部門、保全部門に対する指導、助言、勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。
- (3) 市、県、国及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図る。

2 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

3 運転管理体制の強化

- (1) 現場責任者の資質の向上を図る。
- (2) それぞれの責任者を決定し、定常作業、緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。
- (3) シャットダウン時やスタートアップ時には、管理職が現場において指揮を行う。
- (4) 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は、技術開発部門からの応援を行う。
- (5) 誤操作や必要作業の懈怠防止等のためダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

4 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細やかな保安教育・訓練計画をたて、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行う。

5 各種基準類の検討

- (1) 各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については、適切な判断が行えるようにする。
- (2) 各種基準類については関係従業員に周知徹底を図る。

6 施設の安全性の確保

- (1) 市、県及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防等が発災事業所に確実に到着できるよう、複数の進入経路の確保に努める。
- (2) 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。

- (3) 市、県、国及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合、その原因の徹底的な究明に努め、それを受けて、必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い、化学工場等の安全性の向上に努める。

7 各種データの整備保全

市、県、国及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2項 自主防災組織の確立

関係企業は、災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努める。

1 企業内防災組織の編成

- (1) 災害時における統轄、指揮に関する事項
- (2) 災害情報の収集に関する事項
- (3) 災害対策要員の非常招集に関する事項
- (4) 消火作業等応急措置に関する事項
- (5) 消防本部、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- (6) 一般作業員の避難誘導に関する事項
- (7) 災害現場周辺の警戒、警備に関する事項
- (8) 負傷者の応急救護、収容に関する事項
- (9) 応急資材の調達支給に関する事項
- (10) 報道関係者、来訪者等の応接に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 企業相互間の連携体制の強化

関係企業は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制の確立のため、連絡協議会等を設置して、企業間相互連携体制の整備強化を図る。

(1) 平常時における連携体制の整備

① 組織の整備

関係企業は保安防災協議会を設置し、次の事項の連絡協議を行う。

- ア 化学工場地域の保安に関する自主基準の検討
- イ 地域内の設備配置の適正化に関する事項
- ウ 保安技術の共同研究
- エ 地域内の保安管理体制の整備に関する事項
- オ 地域内の災害を防止するための相互援助に関する事項
- カ 保安教育に関する共通事項
- キ その他、化学工場地域の保安に関する必要事項

また、化学工場地域の災害、事故を想定した共同防災訓練を、1年に1回以上実施する。

② 平常時における連絡協調

関係企業は、災害時における相互応援の円滑なる実施に資するため、次の事項に留意して、保安上必要があると認められる場合には相互に通報、連絡するなど、平常から連絡協調に努める。

ア 相互通報に関する事項

- ・ 導配管による輸送時
- ・ 導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合
- ・ 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合

- ・ばい煙等を異常に発生させるおそれのある場合
- ・異常騒音の発生が予想される場合
- ・隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある火災、爆発等の事故が発生した場合
- ・装置の稼働を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合
- ・油の流出等、平常時と異なり、保安上連絡を要すると考えられる場合

イ 設備配置の相互把握事項

隣接する事業所との間で、次の事項を記入した設備配置図等の必要な資料を相互に交換する。
また、交換した配置図に変更があった場合は、変更後すみやかに修正図を交換する。

- ・高圧ガス設備（貯槽を含む）を設置している区域
- ・危険物製造所等の設置されている区域
- ・前2号に掲げるもの以外の可燃性及び毒性のガス及び液体並びにその他危険性物質を貯蔵する区域
- ・ベントスタック、充てん設備、その他可燃性ガス又は毒性ガスが放出されるおそれのある設備を設置している区域と放出ガスの名称
- ・火気を使用する設備の位置
- ・保安施設の位置
- ・屋外消火栓、貯水槽、非常用通用門、障壁等の位置
- ・その他、危険施設又は保安施設で必要と思われるものの位置

ウ 相互了解に関する事項

関係企業は、概ね次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得る。

- ・貯蔵能力 10,000 立方メートル以上（液化ガスにあっては 100 トン以上）の高圧ガス貯槽を当該事業所の境界線から 100 メートル未満の位置に設置する場合
- ・貯蔵能力 10,000 キロリットル以上の可燃性液体貯槽を当該事業所の境界線から 100 メートル未満の位置に設置する場合
- ・毒性ガスの製造設備を当該事業所の境界線から 100 メートル未満の位置に設置する場合
- ・可燃性のガス又は酸素の製造設備を当該事業所の境界線から 50 メートル未満の位置に設置する場合
- ・前各号に掲げる設備以外の設備を当該事業所の境界線から 20 メートル未満の位置に設置する場合
- ・他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合
- ・導管を設置する場合
- ・フレアースタックを設置する場合
- ・その他、必要な事項

エ 資料等の相互交換に関する事項

(2) 災害時における相互応援体制の整備

関係企業は、災害時において必要に応じ、相互に応援する。この場合、相互応援措置の円滑なる実施を図るため、あらかじめ次の事項につき応援協定の締結等を通じ、合意若しくは確認しておく。

- ① 組織及び編成
- ② 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- ③ 被災事業所の要請による応援者の業務

ア 応援消防隊の派遣その他防消火に必要な設備、資材、人員の提供

イ 非常線の監視、報道関係者の接遇、非常炊出その他被災事業所に対する側面的な援助及びそれに必要な資材、人員の提供

ウ 付近住民に対する広報、連絡、避難、誘導、救護

- ④ 台風その他、地域共通の災害事故の発生又は発生のおそれのある場合の共同防衛措置
- ⑤ 応援時の指揮命令系統
- ⑥ 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣
- ⑦ その他、被災事業所からの要請による事項
- ⑧ 消防署、警察、海上保安部等の公共機関への連絡及び応援要請
- ⑨ その他、地域災害の防止に必要な措置

第3項 施設・設備の保全及び安全対策

化学工場地域における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか、次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じる。

1 運転管理及び設備管理

- (1) 日常点検、パトロールの充実及び異常の早期発見
- (2) 修理・清掃等の作業時における保安確保の徹底
- (3) 各設備やその使用部品ごとの正確な記録（設備、点検、修理、取替等）の整備、資材の購入と保管の方法の規定による明確化及び管理の徹底
- (4) 誤操作防止装置
- (5) 緊急遮断弁等の設置
- (6) ガス漏れ検知警報器の設置
- (7) 散水装置、放水銃等防消火設備の設置
- (8) ユーティリティー設備の設置
- (9) 毒ガス除害設備の充実
- (10) 工場内及び外部との連絡設備の充実

2 各施設、設備の安全確保対策

次の施設、設備については、強度を確保するとともにフレキシビリティな構造にするなど、施設及び設備に応じた安全措置を行う。

(1) 塔槽類

- ① アンカーボルト等の支持装置の強度は、主体構造物及び配管の強度と同一レベルを確保する措置を講じる。
- ② 附属機器類は、フレキシビリティな構造とする。
- ③ 鋳鉄製器具は、附属機器類に使用しないか、もしくは直接振動が伝わらぬよう必要な措置を講じる。
- ④ 塔槽内の圧力が急激に低下しないため、不活性ガスの注入装置を設ける。

(2) 加熱炉

- ① アンカーボルト、タイロット、ハンガー等の強度は、主体構造（フレーム、チューブ）と同一レベルの強度を確保する。
- ② 計装用の小口径ノズル類及び計装用電気・空気導管等は、フレキシビリティな構造とする。
- ③ 炉内流出ガス及び油類は、炉内で完全燃焼させるよう十分構造上配慮する。

(3) 貯蔵設備

① タンク

タンク所在地の常時微動及び地盤状況をあらかじめ調査するとともに、タンクの動揺を計算し、浮屋根タンクについては、油面を下げるための適切な措置を講じる。

- ② 防油堤のき裂、損壊が生じた場合、直ちに応急措置ができるよう、土のう、麻袋等非常用資材を準備する。

(4) 建屋

- ① 構造的破壊によって多数の人命に直接関係する建屋については、建築基準法による水平震度の割り増し値で設計する。
- ② 老朽建物は、定時的に点検を実施し、金属材料での主要部分及びボルト締め等の継手箇所の腐食、及び疲労箇所の補強を行い、耐食性の塗装剤を塗る。
- ③ 鉄筋コンクリート部分で、コンクリートの脆化の激しい箇所、脆化により脱落し、鉄筋が露出した箇所の補強を行う。
- ④ 各部材間の接合、継手部における動的運動によって生じる割れ、緩み、変形等の発生予想箇所を閉め、金具等で補強、もしくは取り替えを行う。
- ⑤ 建物の重要度に応じ、非常灯を設け、停電時においても換気が可能となるよう最小限の排風設備を設ける。

(5) 架台

- ① 重要度に応じたランク付けを行うとともに、重要度の高いランクの架台については、地盤条件、基礎の状態を考慮して建築基準法の水平震度の割り増し値で見直し、必要に応じて補強措置をとる。
- ② 既設架台上への上乗せ増設を行う場合も、新設と同様に基礎及び架台の強度計算を行い、必要に応じて補強する。
- ③ 二次災害の影響を受けるおそれのある架台については、脚柱、アンカーボルト等は耐火材（コンクリート断熱材）で被覆する。

(6) 導配管

① 地下配管

- ア 地下配管の敷設にあたっては、地震等による大きな偏土圧もしくは変位が予想される場所又は地崩れ等のおそれのある場所は避ける。
- イ 建築物直下への敷設は避ける。
- ウ 配管が建屋及び地下工作物に隣接する場合、その間隔は保安上十分な距離を確保する。
- エ 河川等の水底に配管を敷設する場合には、配管の浮上り又は移動の防止のため、十分な深さを維持する。
- オ 配管の浮上り防止のため、アンカーによって押さえるなどの措置を講じる。
- カ 海底管の立上り部分が陸側と接続する場合は、スリーブ等を入れ、フレキシビリティを確保しておき、この部分からの配管損傷を防止する。
- キ 塗覆装により、外面腐食防止の措置を講じるとともに、必要に応じて電気防食の措置を講じる。

② 地上配管

- ア 配管は、他の構造物等に固定しないで、できる限り導管橋を別途設置する。
- イ 支持部については、支持点の移動も考慮し、必要によりバネ摺動板等を設ける。
- ウ 鋼製パイプサポートは、柱、梁等の荷重構造部を耐火防護構造とする。
- エ 塗装により、外面腐食防止の措置を講じる。

③ 配管材料

- ア 管は、できる限り鋼管を用いる。
- イ 鋳鉄製品は、衝撃と火焰による損傷を防止するため圧力部分への使用は避ける。
- ウ 低融合金（銅、アルミニウム）を主要部に使用するときは、防火措置を講じる。

④ 配管等の接続部

- ア 接続は、できる限り溶接とする。
- イ 枝配管は、できる限り成形チーズを使用する。
- ウ 曲がり部分は、曲げ管を避け、曲管又はウェルディングエルボーを使用する。

エ ネジ込みフランジの使用は避ける。

オ 十分に変位を吸収できるベローズ継手を使用する、又はフレキシビリティーをもたせる。

⑤ 配管の防護設備

倒壊物、自動車、漂流物等の衝撃により、配管に損傷を受けるおそれのある箇所には、当該配管を防護するため、ガードレール、鉄柵等プロテクターを設けるなど、必要な措置をとる。

⑥ 保安標識の設置

配管経路には、必要な箇所ごとに、位置標識等、保安上必要な標識を設け、災害時の場合でも管系が判明できるよう必要な措置を講じる。

(7) 回転機械類（ポンプ、コンプレッサー）

① 本体の破損、接合部の漏えいを防止するため、ポンプ本体と配管の間にフレキシビリティーを持つものを設ける。

② 基礎は、本体及びドライバー（モーター又はスチームタービン等）を一体の共通基礎とする。

③ ポンプ本体の材質は、できる限り鋳鉄製とする。

(8) 計装等プラント緊急停止装置

① 保安動力の確保

ア プロセス電源が停止しても、保安上必要な機器の電源が確保できるよう別途設備する。

イ シール及びパーツ用イナータガスの動力も、プロセス電源が停止しても確保できるよう、別個に用意する。

ウ スチーム動力源の確保

電源が停止すれば危険な状態となる機器、たとえば主要なポンプ、ブロワー、コンプレッサーなどは、モーター動力のほかにスチームタービンの動力源を併用する。

エ 消火栓ポンプの動力源の確保

電源が断たれても、消火栓の機能を確保できるよう、スチームタービン、ディーゼルエンジンなどを併用する。

② 計装用動力の確保

流体電力（空気、油圧、水圧等）を使用する場合は、緊急時の応急操作に必要な最低限の量を確保できるよう貯槽を用意しておく。

③ プロセス用水の確保

反応槽、凝縮器、クエンチ用水など、プロセス機能を保持するための用水は、水源に故障があっても、プロセスを非常停止するに必要な応急操作量をあらかじめ確保しておく。

④ 消火栓用水配管とプロセス用水の分離

プロセス用水を消火用水に併用すると、プロセスがストップしたために消火用水が断水して使用できなくなるおそれがある。このようなことが起こらぬよう、消火用水管は、プロセス用水と分離して、非常の場合に十分使用できるようにしておく。

⑤ バルブ類の作動設定

停電によってプロセスがストップした場合、内容物の漏出を防止する安全側に作動するよう弁をセットしておく。

以上のほか、計装等のプラント緊急停止装置の安全対策について、事前に十分点検しておく。

(9) 放出物

① 買電停止による事態を考慮して、安全上・保安上重要な設備は、自家発電系に組み入れる。

② 全停電の場合は放出物量が相当多くなることを考慮し、ブローダウン系の寸法を十分大きくしておく。

③ フレアースタック等の太さ、高さも、緊急時の最大量を処理できる能力を持たせ、火災による二次災害防止を図る。

④ 蓄熱性で発火点以上の高温設備は、配置を遠ざけ、漏えいガス、液の着火源とならないよう適

切な配置をする。

第2節 危険物等災害予防

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】環境政策課

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- (1) 市、県及び国は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の向上を図る。
- (2) 市、県及び事業者は、危険物等の災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着することができるよう、複数の進入経路の確保に努める。
- (3) 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。
- (4) 市、県、国及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、それを受けて、必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物関係施設の安全性の向上に努める。
- (5) 市、県、国及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）

1 石油類等の危険物の範囲（消防法別表第一、労働安全衛生法施行令）

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。その主なものは、次表のとおり。

種 別	性 質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） その他引火性液体
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況

市内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として、危険物製造所等が2,092存在（令和7年1月1日現在）している。

※参考資料 … 危険物製造所・貯蔵所・取扱所等所在数〔資料編11-1〕

特定事業所の概要（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編11-2〕

3 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策（消防法第 10 条、労働安全衛生規則第 2 編第 4 章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう、次の措置を行う。

① 実施責任者（消防法第 11 条、労働安全衛生法第 88 条、91 条）

ア 市長（熊毛地域は、光地区消防組合管理者）

イ 労働局長、労働基準監督署長

② 危険物規制の技術上の基準（危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則）

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

③ 指導対策

ア 立入検査

市長（熊毛地域は、光地区消防組合管理者）、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

イ 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、（一社）山口県危険物安全協会連合会と協調し、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査察し、必要に応じて、施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策（消防法第 10 条、労働安全衛生法第 20 条、91 条）

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

① 実施責任者

ア 市長（熊毛地域は、光地区消防組合管理者）

イ 労働局長、労働基準監督署長

② 指導対策

ア 立入検査

市長（熊毛地域は、光地区消防組合管理者）、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

イ 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、（一社）山口県危険物安全協会連合会と協調し、危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。

ウ 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第 28～30 条で定める技術上の基準に従って行う。

第 3 項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法、労働安全衛生法）

1 火薬類の範囲（火薬類取締法第 2 条）

(1) 火薬

黒色火薬、無煙火薬、その他

(2) 爆薬

雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

(3) 火工品

工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管、火せん、煙火、その他

2 火薬の製造所、販売所、貯蔵所の現況

(1) 火薬類販売業者

販売業者名	住 所
内富火薬銃砲(株)	周南市児玉町 2 丁目 18 番地
原田壽則	周南市大字鹿野上 3249

(2) 火薬庫所在状況

庫所在状況	1 級	2 級	3 級	実包	煙火	業者数
徳山地域	4	2	1	1	1	5
新南陽地域	0	0	0	0	0	0
熊毛地域	0	0	0	1	0	0
鹿野地域	2	0	0	1	0	1

3 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

(1) 実施責任者

① 経済産業大臣（中国経済産業局）

② 知事

法第 5 条（販売営業許可）、第 8 条（販売営業許可の取消）、第 11 条（貯蔵の技術基準適合命令）、第 12 条（火薬庫設置等許可）、第 14 条（火薬庫構造等技術基準適合命令）、第 14 条（火薬庫構造等技術基準適合命令）、第 15 条（火薬庫完成検査）、第 17 条（火薬類譲渡・譲受許可）、第 24 条（火薬類輸入許可）、第 25 条（火薬類消費許可）、第 27 条（火薬類廃棄許可）、第 29 条（販売業者等の保安教育計画の認可・策定義務者指定）、第 34 条（取扱保安責任者等解任命令）、第 35 条（火薬庫保安検査）、第 35 条の 2（火薬庫定期自主検査立会）、第 36 条（安定度試験実施命令）、第 43 条（立入検査）及び第 44 条（販売営業許可の取消・販売事業停止の命令）に規定する知事の権限に属する事項のほか、火薬類取締法施行令第 16 条の規定により次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事項も知事が行う。

ア 火薬もしくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号焰管、信号火せんもしくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツもしくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第 3 条（製造許可）、第 8 条（製造許可の取消）、第 9 条（製造施設等技術基準適合命令）、第 10 条（製造施設等変更許可）、第 15 条（完成検査）、第 28 条（危害予防規程の認可）、第 29 条（保安教育計画の認可）、第 34 条（製造保安責任者等解任命令）、第 35 条（保安検査）、第 35 条の 2（定期自主検査立会）、第 42 条（報告の徴収）、第 44 条（製造許可の取消・製造事業停止の命令）及び第 45 条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項

イ 火薬庫に関する法第 42 条（報告の徴収）及び第 45 条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項

ウ 販売業者に関する法第 42 条（報告の徴収）、第 44 条（販売許可の取消・販売事業停止の命令）及び第 45 条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項

エ 取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者（法第 30 条 2 項）に関する法第 42 条（報告の徴収）及び第 45 条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項

③ 労働局（労働安全衛生法）

(2) 製造及び販売営業の許可の基準（法第 7 条、同法施行規則第 4 条、5 条）

(3) 指導対策

- ① 危害予防規程の設定（法第 28 条、同法施行規則第 6 条）
- ② 保安教育計画の策定（法第 29 条、同法施行規則第 67 条の 2～67 条の 7）
- ③ 保安責任者の措置（法第 30 条、32 条、同法施行規則第 70 条の 2～70 条の 6）
- ④ 保安検査の実施（法第 35 条、同法施行規則第 44 条の 2）
- ⑤ 立入検査等の実施（法第 43 条、労働安全衛生法第 91 条）
- ⑥ 緊急措置等の実施（法第 45 条）
- ⑦ 自主検査の実施（法第 35 条の 2、同法施行規則第 67 条の 8～67 条の 11）

第 4 項 高圧ガス等の災害予防対策（高圧ガス保安法）

1 高圧ガスの範囲（法第 2 条、同法施行令第 1 条）

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で 1MPa 以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が 1MPa 以上であるもの、又は温度 35℃において圧力が 1MPa 以上となる圧縮ガス
- (2) 常用の温度で圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガスであつて、現にその圧力が 0.2MPa 以上であるもの、又は温度 15℃において圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガス
- (3) 常用の温度で圧力が 0.2MPa 以上となる液化ガスであつて、現にその圧力が 0.2MPa 以上であるもの、又は圧力が 0.2MPa となる場合の温度が 35℃以下である液化ガス
- (4) その他、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン

2 高圧ガスの製造、販売、貯蔵等の施設の現況

※参考資料 … 高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧〔資料編 11-5〕

3 災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びにボイラー、圧力容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス地域防災協議会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラー、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

(1) 実施責任者

経済産業大臣（経済産業局長）、知事、労働局長、労働基準監督署長

(2) 許可の基準（法第 8 条、16 条）

(3) 指導対策

- ① 危害予防規程の制定（法第 26 条）
- ② 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第 27 条）
- ③ 保安統括者等の選任及び届出
- ④ 保安検査の実施（法第 35 条、労働安全衛生法第 38 条）
- ⑤ 定期自主検査の実施（法第 35 条の 2）
- ⑥ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第 36 条）
- ⑦ 緊急措置の実施（法第 39 条）
- ⑧ 立入検査の実施（法第 62 条）

(4) 高圧ガスの移動中における災害防止対策

高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、高圧ガス地域防災協議会において、ガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。

第 5 項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策

1 ガス工作物の災害予防対策（ガス事業法）

(1) 経済産業局長の行う予防対策（法第 20 条、21 条、32 条、57 条、61 条、68 条、82 条、84 条、94 条、96 条、101 条、172 条、176 条）

① ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行うほか、定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するよう命令を発する等により保安の確保を図る。

② 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。

③ ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。

(2) ガス事業者の行う予防対策（法第 21 条、24 条、25 条、30 条、33 条、34 条、61 条、64 条、65 条、66 条、71 条、96 条、97 条、98 条、99 条、102 条、104 条）

ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。

2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）

(1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第 140 条、148 条、157 条、171 条、172 条、173 条）

粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。

(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策（法第 145 条、第 146 条）

ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し、技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。

3 ガス事故等の防止対策

(1) 経済産業局長の行う防止対策（法第 171 条）

ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。

(2) ガス事業者の行う防止対策

ガス事業者は、次により、事故の未然防止に努める。

① 巡回点検

② 老朽管の取替

③ 漏えい検査

④ 下請事業者の工事監督

⑤ ビル、地下工事の際の事故防止

⑥ 一般消費者への周知と調査

⑦ 社員教育の徹底

第 6 項 電気工作物、電気用品の災害予防対策

1 一般的事項

過去における災害の実情及び地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行えるよう研究・検討を加え、次の施策を漸次整備する。

(1) 防災上必要な教育

(2) 防災上必要な訓練

(3) 電気工作物の災害予防

強風対策、洪水対策、塩害対策、高潮対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策、地震対策

(4) 災害備蓄制度の運用

災害対策用資材、輸送、運用

(5) 漏電等による災害の防止

お客さま電気設備、送配電設備

2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法）

(1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う予防対策

（法第 40 条、47 条、48 条、49 条、51 条、54 条、55 条、67 条、71 条、107 条）

経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）は、電気に起因する災害、障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。

(2) 事業用電気工作物設置者の行う予防対策（法第 39 条、42 条、43 条）

事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。

(3) 一般用電気工作物の予防対策（法第 57 条、57 条の 2、89 条）

一般用電気工作物については、中国電力ネットワーク株式会社又はその委託を受けた（一財）中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。

3 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成にあたっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図ったものとする。これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じている。

また、台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

- (1) 強風対策
- (2) 洪水対策
- (3) 塩害対策
- (4) 高潮対策
- (5) 雪害対策
- (6) 地盤沈下対策
- (7) 土砂崩れ対策

4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）

(1) 知事又は市長の行う予防対策（法第 46 条、同法施行令第 5 条）

① 立入検査

知事又は市長の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

(2) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第 3 条、5 条、11 条、12 条、42 条の 5（経済産業大臣のみ）、45 条、46 条、46 条の 2）

経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の提出、その他必要な措置を電気用品製造（又は輸入）事業者に命ずることができる。

5 感電事故等の防止対策

- (1) 経済産業大臣（又は、中国四国産業保安監督部長）の行う防止対策（電気関係報告規則第3条）
電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき、事故の再発防止の指導を行う。
- (2) 労働局の行う防止対策（労働安全衛生規則第2編第5章）
停電作業、活線作業における災害の防止

第7項 放射性物質の災害予防対策

（放射性同位元素等の規制に関する法律、電離放射線障害防止規則）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止する。

また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止する。

1 放射線障害予防規程の設定（法第31条、同法施行規則第21条）

- (1) 届出
販売業者等は、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出る。
- (2) 規程の内容
 - ① 取扱い従事者に関する職務及び組織
 - ② 装置の使用
 - ③ 汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄
 - ④ 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
 - ⑤ 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
 - ⑥ 障害を発見するために必要な措置
 - ⑦ 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
 - ⑧ 使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存
 - ⑨ 危険時の措置
 - ⑩ その他、放射線障害の防止に関し必要な事項
- (3) 規程の変更
原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規程の変更を命ずることができる。

2 取扱いの制限（法第31条）

18歳未満の者又は精神障害者に、放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

3 危険時の措置

（法第33条、同法施行規則第29条、消防法第24条、電離放射線障害防止規則第5条）

- (1) 実施責任者
使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者
- (2) 応急措置の内容
 - ① 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長の指定した場所に通報する。
 - ② 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。
 - ③ 放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。

- ④ 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- ⑤ 安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。
- ⑥ その他必要な防止措置を講じる。
- ⑦ 事故が発生した場合には線量等を記録する。

4 健康診断（電離放射線障害防止規則第 8 章）

5 計画の届出（電離放射線障害防止規則第 61 条）

6 被ばく線量の測定（規則第 20 条）

7 放射性物質の所在状況

※参考資料 … 放射性物質の所在状況〔資料編 11-3〕

8 通報体制の整備

市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

第 8 項 大気汚染物質による災害予防対策

1 ばい煙の種類（大気汚染防止法第 2 条）

- (1) 硫黄酸化物
- (2) ばいじん
- (3) カドミウム及びその化合物
- (4) 塩素及び塩化水素
- (5) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (6) 鉛及びその化合物
- (7) 窒素酸化物

2 特定物質の種類（大気汚染防止法第 17 条）

- (1) アンモニア
- (2) 弗化水素
- (3) シアン化水素
- (4) 一酸化炭素
- (5) ホルムアルデヒド
- (6) メタノール
- (7) 硫化水素
- (8) 燐化水素
- (9) 塩化水素
- (10) 二酸化窒素
- (11) アクロレイン
- (12) 二酸化硫黄
- (13) 塩素
- (14) 二硫化炭素
- (15) ベンゼン
- (16) ピリジン
- (17) フェノール

- (18) 硫酸（三酸化硫黄を含む）
- (19) 弗化珪素
- (20) ホスゲン
- (21) 二酸化セレン
- (22) クロルスルホン酸
- (23) 黄燐
- (24) 三塩化燐
- (25) 臭素
- (26) ニッケルカルボニル
- (27) 五塩化燐
- (28) メルカプタン

3 災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように、予防措置を実施する。

また、大気汚染の主要物質である硫黄酸化物等について、自動測定器による常時監視を実施する。

(1) 立入検査

知事又は中国四国産業保安監督部長は、必要に応じ、工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。

(2) 常時監視

県は、硫黄酸化物自動測定器等により、大気汚染状況を常時監視している。

(3) 緊急時の措置

知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、又は命令する。

(4) 特定物質に関する事故等の措置

知事又は中国四国産業保安監督部長は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

※参考資料 … 大気汚染状況常時監視観測局〔資料編 3-9〕

大気汚染緊急時における一斉指令受信施設〔資料編 3-10〕

第9項 毒物劇物の災害予防対策

1 毒物の種類

毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物

2 劇物の種類

毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物

3 毒物劇物製造所等の現況

※参考資料 … 毒物、劇物製造所等一覧表（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 11-4〕

4 災害予防対策

(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について、飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

- ① 実施責任者
知事
- ② 毒物劇物製造所の設備（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）
製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。
- ③ 指導対策
 - ア 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）
 - イ 自主点検
- (2) 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第16条第1項）
毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるため、毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。
 - ① 実施責任者
知事
 - ② 指導対策
 - ア 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）
 - イ 自主点検
 - ウ 貯蔵対策
 - エ 運搬対策
 - オ 廃棄対策

第10項 労働災害防止対策

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討・協議する。

1 実施責任者

労働基準局

2 検討・協議事項

- (1) 安全衛生基準の整備、改善に関すること
 - ① 共有設備等の安全衛生の確保
 - ア 共有施設、共有ユーティリティー等の共有設備及び事業場間原料受給設備の設置基準並びに運転基準の確立
 - イ 共有設備等の保守点検制度の確立
 - ② 事業場の安全衛生の確保に関すること
 - ア 危険場所の指定等
 - イ 運転操作基準及び点検基準の設定
 - ウ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
- (2) 事業場相互間の連絡調整に関すること
- (3) 排気、排液の処理に関すること
- (4) 内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導に関すること
- (5) 緊急時における措置（夜間時を含む。）に関すること
- (6) 災害事例の分析及び検討に関すること

第11項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止対策

※参考資料 … 第2編第8章第2節「航空災害の予防」

第3節 地下埋設物災害予防

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止するとともに、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

※担当【全】道路課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

第1項 工事現場安全管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関する指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第2項 安全対策

1 工事施工に係る安全対策

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、消防法等、その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事施工者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

3 他の施工工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時においては、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の市民に周知させる。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行って保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して、関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため、電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・ガス・通信事故防止にあたっての注意事項の徹底を図る。

第4節 営農災害予防

第1項 防災営農指導

※担当【全】農業振興課

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、県農林水産部農業振興課及び畜産振興課に対策指導班、周南農林水産事務所（農業部、畜産部）に現地指導班を設置する。

2 指導対策

(1) 対策指導班

- ① 農業革新支援専門員は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病虫害、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、周南農林水産事務所（農業部、畜産部）に対し、周知徹底を図る。
- ② 気象庁の行う長期、短期予報、災害警報等を周南農林水産事務所（農業部、畜産部）に通知し、予想される防災技術について指導を行う。
- ③ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し、周南農林水産事務所（農業部、畜産部）に指示を行うとともに、重要事項については農業革新支援専門員を現地に派遣して指導する。

(2) 現地指導班

現地指導班は、関係機関・団体と連携し、次のことを行う。

- ① 気象災害の発生が予想される場合
技術的防止対策の周知徹底を図る。
- ② 気象災害が発生した場合
速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

3 防災営農方式の確立

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに、必要とする防災営農方式を確立する。

第7章 危険家屋の移転促進及び土砂災害対策改修促進

市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業及び土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害対策改修に対する支援を推進する。

※担当【全】河川港湾課、建築指導課

第1節 防災のための集団移転の促進

1 事業の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域、又は被災する危険の著しい地域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転させることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

2 事業主体

市（ただし、例外として、市の申し出により、当該事業の一部を県が実施することができる。）

3 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

4 国の補助制度等

(1) 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- ① 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- ② 移転者の住宅団地における住宅の建設もしくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- ③ 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- ④ 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 崖地近接危険住宅の移転促進

1 事業の目的

崖地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅（崖地の崩壊、土石流、なだれ及び地滑りによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域、同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を

制限している区域（山口県建築基準条例第 7 条）、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの）の移転を行うものに対し、補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって市民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 事業主体

市（ただし、特別の事情がある場合には、県が実施することができる。）

3 移転の促進

市は事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対し、必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

4 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその 2 分の 1 を補助する。

- (1) 危険住宅の除去等に要する経費
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費

5 県の補助制度

県は事業主体に対し、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその 4 分の 1 を補助する。

第 3 節 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害対策改修促進

1 事業の目的

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）から市民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、土砂災害防止法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）において、当該区域内の既存建築物のうち、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対し、国及び県と協同して、改修に必要な費用の一部を支援することにより、建築物の安全性の向上を図り、市民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 事業主体

市

3 対象建築物

次の全ての要件に該当する既存建築物

- ・市内の土砂災害特別警戒区域内にあるもの
- ・居室を有するもの
- ・土砂災害特別警戒区域の指定前に建築されたもので、土砂災害に対する構造基準（建築基準法施行令第 80 条の 3）に適合しないもの

- ・ 建築基準法の違反がないもの

4 対象工事

土砂災害に対して安全な構造となる改修工事

第7章 危険家屋の移転促進及び土砂災害対策改修促進

市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業及び土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害対策改修に対する支援を推進する。

※担当【全】河川港湾課、建築指導課

第1節 防災のための集団移転の促進

1 事業の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域、又は被災する危険の著しい地域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転させることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

2 事業主体

市（ただし、例外として、市の申し出により、当該事業の一部を県が実施することができる。）

3 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

4 国の補助制度等

(1) 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- ① 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- ② 移転者の住宅団地における住宅の建設もしくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- ③ 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- ④ 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 崖地近接危険住宅の移転促進

1 事業の目的

崖地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅（崖地の崩壊、土石流、なだれ及び地滑りによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域、同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を

制限している区域（山口県建築基準条例第 7 条）、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの）の移転を行うものに対し、補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって市民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 事業主体

市（ただし、特別の事情がある場合には、県が実施することができる。）

3 移転の促進

市は事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対し、必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

4 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその 2 分の 1 を補助する。

- (1) 危険住宅の除去等に要する経費
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費

5 県の補助制度

県は事業主体に対し、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその 4 分の 1 を補助する。

第 3 節 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害対策改修促進

1 事業の目的

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）から市民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、土砂災害防止法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）において、当該区域内の既存建築物のうち、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対し、国及び県と協同して、改修に必要な費用の一部を支援することにより、建築物の安全性の向上を図り、市民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 事業主体

市

3 対象建築物

次の全ての要件に該当する既存建築物

- ・市内の土砂災害特別警戒区域内にあるもの
- ・居室を有するもの
- ・土砂災害特別警戒区域の指定前に建築されたもので、土砂災害に対する構造基準（建築基準法施行令第 80 条の 3）に適合しないもの

- ・ 建築基準法の違反がないもの

4 対象工事

土砂災害に対して安全な構造となる改修工事

第8章 交通災害の予防

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対し、防災関係機関がとる災害予防対策について定める。

第1節 海上災害の予防

本市周辺の海域は、わが国の海上交通の重要な海域であるとともに、臨海部には、石油化学工業を主体とする多数の工場が連鎖的に立地しており、原材料の運搬あるいは製品の搬送等により港湾をはじめとして海上交通は輻輳し、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上災害予防対策

気象台、海上保安部、市、消防本部、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため、次の対策を推進する。

1 気象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

2 山口運輸支局（徳山庁舎）、徳山海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

- ① 海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。
- ② 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

(2) 船舶の安全な運航の確保

- ① 発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導を実施する。
- ② 人的要員に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）を積極的に実施する。
- ③ 港湾、狭水道等船舶の輻湊する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。
- ④ 船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。
 - ア 小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。
 - イ 国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。
 - ウ 船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。
 - エ 国は、船舶局等の検査体制の充実を図る。

(3) 船舶の安全性の確保

- ① 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- ② 船舶の構造整備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、P S

Cの実施を積極的に推進するとともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進める。

(4) 船舶消防設備等の整備指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するため、船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い、海上火災の防止に努める。

また、火気の取扱い等については、関係法令の適切な執行により、海上火災の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動の実施

海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ、海上火災の防止に努める。

(6) 岸壁関係者への指導

① 岸壁管理者、所有者及び使用者等に対し、船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

② 港内工事作業責任者に対し、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

(8) 搜索、救助、救急、消火活動体制の整備

① 搜索、救助、救急活動を実施するため、船艇、航空機及び潜水器材等を活用した搜索、救急救助用資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

② 大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努める。また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努める。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

徳山海上保安部は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対して周知活動を行う体制の整備を図る。

(10) 海上交通環境の整備

徳山海上保安部は航路標識の整備を行う。

※参考資料 … 県内港湾漁港の状況〔資料編10-6〕

3 消防本部

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防本部は、海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため、必要な対策を推進する。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち、危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講ずる。

① 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

② 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

③ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握及び火災等発生時の通報・連絡の

円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

④ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。

また、火災の特殊性に鑑み、船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。

収集する主な事項としては、次のものが考えられる。

ア 発災日時

イ 被災船の状況

- a 場所 航行位置、係留、入渠等の場所
- b 船名・船籍
- c 船舶の種類 船舶の用途、構造、総トン数、特徴等
- d 出火場所 倉庫、甲板、機関室
- e 燃焼物
- f 現場の気象 風向、天候、波浪等

ウ 要救助者の状況

- a 乗客、乗員の人数
- b 要救助者及び負傷者の有無とその状況

エ その他

- a 積載物の種別、形態、危険物の有無
- b 二次災害の危険性の有無
- c 火災の対応（単独、応援者等）
- d 船主、荷主会社、代理店等

⑤ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

⑥ 応援体制の整備

海上安全に関する機関及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

※担当【全】消防本部

4 市・県（港湾・漁港等管理者）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

※担当【全】防災危機管理課、水産振興課、河川港湾課、消防本部

5 警察

搜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努める。

6 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

- ① 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
- ② 二次災害発生防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。
- ③ 危険物を積載した巨大船の着舷に際しては、警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時における関係機関（徳山海上保安部（港長）、消防本部、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

7 臨海石油化学工業地帯における防災体制の強化

臨海工業地帯における防災活動について海上保安部、関係消防機関、自衛消防機関の相互協力体制の整備強化、化学消防力の整備強化、消防艇、巡視船艇の増強及び消防装置の推進を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また、油の流出に係る海洋汚染防止への対応については、油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）及び海上保安庁が作成した排出油防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

消防本部は県内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

※担当【全】消防本部

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、徳山海上保安部、中国地方整備局、消防本部、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう、情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

- ① 徳山海上保安部、山口運輸支局（徳山庁舎）は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。
- ② 中国地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。
- ③ 市及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

- ① 油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「周防地区海上安全対策協議会」により、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。
- ② 油汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

- (1) 徳山海上保安部、中国地方整備局は、油汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。
- (2) 消防本部は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

4 訓練等

徳山海上保安部、市（消防本部）、県、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努める。

5 指導及び普及啓発

徳山海上保安部、海運支局等関係行政機関は、関係者に対して、講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図る。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていく。

なお、周防地区海上安全対策協議会では、海難防止対策部会及び排出油等防除部会を設置して、関係機関との緊密な連携を図っており、必要な対策を検討している。さらに各課題に個別具体的に対応するため、海難防止対策部会に「仙島水道航行安全対策委員会」、「外国船舶安全対策検討委員会」及び「台風・津波等対策検討委員会」を設置している。

※参考資料 … 周南市消防本部と徳山海上保安部との業務協定書〔資料編 2-10〕

周防地区海上安全対策協議会会則〔資料編 2-11〕

周防地区海上安全対策協議会海難防止対策部会規約〔資料編 2-12〕

（仙島水道航行安全対策委員会会則、外国船舶安全対策検討委員会会則、台風・津波等対策検討委員会会則）

周防地区海上安全対策協議会排出油等防除部会規約〔資料編 2-13〕

第2節 航空災害の予防

市は、航空機災害発生時においてその消防責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進する。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 消防力の強化

市（熊毛地域は、光地区消防組合）は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

2 消防訓練の実施

人命救助・火災鎮圧等実践的な訓練を行い、必要な知識、技能の習得に努める。

第3節 陸上交通災害の予防

第1項 道路

1 現況

本市における現在の道路体系は、広域的な幹線道路としては、臨海部に国道2号、内陸部に国道376号があるほか、高速自動車道として、山陽自動車道及び中国自動車道があり、いずれも東西方向を結ぶ幹線となっている。

また、南北幹線としては、国道434号・489号のほか国道315号がある。

これらを骨格として、下松新南陽線、徳山下松線、新南陽津和野線、串夜市線などの県道が、主要な地域を結ぶ動脈となっている。

一方、本市の市道は、令和4年4月時点で1,222,096m（旧2市2町の合計）が供用され、市民生活に密着した生活道路が整備されている。

2 対策

(1) 道路管理者

- ① 气象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、气象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。
- ② 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的かつ総合的に実施する。
- ⑤ 収集した情報を分析し、整理するための体制の整備を推進する。
- ⑥ 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努める。
- ⑦ 防災訓練の実施を通じ、災害時の対策等について周知徹底を図る。
- ⑧ 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておく。
- ⑨ 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。
- ⑩ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。
- ⑪ 都市計画道路を年次的に整備促進し、網としての機能を発揮できる県道等への接続路線の整備に努め、道路ネットワークづくりの推進を図る。

また、これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

※担当【本】農林整備課、道路課、公園花とみどり課

【熊】【鹿】産業土木課

※参考資料 … 周南市熊毛総合支所管内における郵便局、周南市間の相互協力に関する覚書〔資料編2-23〕

道路情報連絡担当者名簿〔資料編10-3〕

(2) 气象台

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然災害について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

(3) 警察

道路交通の安全のため情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2項 鉄道

1 現況

高速大量輸送機関として、広域の都市間を結ぶ山陽新幹線と、海岸沿いの諸都市を結ぶ通勤・通学の日常的な交通機関としての役割を持つ山陽本線、岩徳線が、それぞれ海岸部と内陸部を通っている。

2 対策

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

- ① 鉄道施設の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、鉄道利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ② 鉄道施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ③ 収集した情報を分析し、整理するための体制の整備を推進する。
- ④ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

(2) 気象台

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然災害について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを適用する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通にける利活用の推進を図る。

第9章 災害救助物資・財源の確保

大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努める。

また、山口県市町災害基金組合規約に基づく基金を積み立てる。

第1節 災害救助物資の確保

第1項 食料の確保

災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図る。

また、他市町との応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても検討する。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

(1) 主食系として、米及び乾パンについて、山口農政事務所地域第二課等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備しておく。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努める。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

※担当【全】防災危機管理課、農業振興課、水産振興課

第2項 飲料水の供給

※担当【全】上下水道局、環境政策課

【熊】【鹿】産業土木課

1 応急給水活動計画

市は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等の給水対策計画書を定めておく。

2 給水拠点の整備

給水対策計画書に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

市は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に、飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル)

(2) 井戸水の活用

市内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、周南健康福祉センターとの連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

市は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

※参考資料 … 応急給水機器材所在状況〔資料編 9-2〕

5 応急復旧体制の整備

市は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、他市町、(公社) 日本水道協会山口県支部及び民間業者団体との応援協定により応急復旧体制の充実に努める。

※参考資料 … 水道業者一覧〔資料編 9-3〕

第3項 生活必需品等の確保

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努める。

※担当【全】防災危機管理課

第4項 市民のとりべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努める。

第2節 災害救助基金

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

※担当【全】財政課

第1項 山口県市町災害基金組合

1 災害基金組合

災害による災害対策事業費等の費用の財源に充てるため、山口県内の全市町をもって、山口県市町災害基金組合が設立されている。

2 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合は、平均額を上限とする。）を組合に納付する。

3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものである。

- ① 風害
- ② 水害
- ③ 雪害
- ④ 地震
- ⑤ 干害
- ⑥ 火災
- ⑦ その他、組合議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合は、市町納付金の3倍以内の額を処分することができる。

- ① 災害による減収補てんを要するとき
- ② 災害対策事業費の支出を要するとき

③ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の事業を行うときは、組合は、市町納付金現在額の範囲内において基金の処分を行うことができる。

① 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業

② 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業

③ その他、組合長が必要と認めた事業